



佐藤 高清 議員
政新会

問 農地の開発許可後の諸問題は

答 地域の理解を得るよう周知を図る



問 農業振興地域の除外と農地転用について、以下を問う。

答 現在の許可基準は、**建設部長** 農地法第4条および第5条の許可に係る審査基準。

問 自動車等の保管場所に対する開発許可の件数と面積は。	答 平成28年度7件、約1・1
問 資材置き場と再資源物の処理・保管に対する開発許可の件数と面積は。	答 平成28年度21件、約0・8
問 実際の起こった諸問題に対する認識は。	答 地域への説明、同意を得る前に土地所有者が事業主と契約を結んだが、地域の同意が得られず申請手続きが進まないケース。農地転用許可後、事業内容が変更となり地域とトラブルが発生したケースがある。
問 市の対応は。	答 農振除外や農地転用の申請の際、事前に地域へ説明し理解を得るよう周知を図る。
問 事業主の対応は。	答 県や関係土地改良区などと共に調整し対応。



▲農地法などに関する事務はこちら
(弥富市HP)